

# 協うかな

vol.122  
2010年12月

## 特集

生協として  
「ソーシャルビジネス」を  
考える

編 集  
くらしと協同の研究所『協う』編集委員会  
編集長 杉本貴志  
  
発 行  
くらしと協同の研究所 理事長 的場信樹  
〒604-0851 京都市中京区夷川通烏丸東入  
Tel. 075-256-3335 Fax: 075-211-5037  
http://ha1.seikyou.ne.jp/home/kki  
E-mail: kki@ma1.seikyou.ne.jp

## 特集 生協として「ソーシャルビジネス」を考える 2

コープラティブから創出するソーシャルビジネス  
—ハートコープいづみの取組みから— 片上 敏喜 2

生協の低公害車開発・普及への取り組みの意義 加賀美太記 4

共益と公益～生協・協同組合は何をめざすのか 堀越 芳昭 6

コース・リレーテッド・マーケティングと生協 世良 耕一 8

## 探訪 くらしとコミュニティ 10

ソーシャルビジネスとしての小売店  
—隠岐の島、卯敷販売所を訪ねて— 望月 康平

## ブックレビュー 14

『季刊地域』 秋号 近藤 泉  
『新しい公共を担う人びと』 小辻 寿規

## 視角 20

「新しい公共」と社会的企業 藤井 敦史

## 〈連載〉

### 生協・協同組合研究の動向 12

日本公益学会 第11回全国大会  
共通テーマ —公益と経営哲学— 李 秀基

### 私の研究紹介 16

法社会学から現代社会をみると 甲斐道太郎



「ハートコープいづみ」の  
リサイクル事業(左写真上下)  
(P 2 参照)



食品残さをたい肥にする機械



隠岐・卯敷の人たち  
(P10参照)

## 特 集 生協として「ソーシャルビジネス」を考える

生協は組合員のものだ。生協の主人公は組合員だ。生協は組合員のために存在する。生協の目的は組合員の地位と利益を高めることにある…。生協は協同組合という組合員組織なのであるから、いずれもあたりまえのことである。しかし、ちょっと待って欲しい。では、生協は組合員の利益だけを考えて、事業や運動を進めていけばいいのだろうか。

1995年、国際協同組合同盟は「協同組合原則」を改訂し、第7原則「コミュニティへの関与」が定められた。生協は、組合員だけではなく、そのコミュニティに対しても責任を持つのだと宣言されたのである。そして今、生協に関するさまざまな場で、「ソーシャルビジネス」「社会的企業」「社会的責任経営」といった言葉が交わされている。組合員組織である生協に、何が期待されているのだろうか。生協は社会に対して、どんな貢献ができるのだろうか。

### コーポラティブから創出するソーシャルビジネス －ハートコープいずみの取組みから－

かたがみ としき  
片上 敏喜（京都府立大学大学院生命環境科学研究科共同研究員）

ソーシャルビジネスとは、環境保全、地域福祉、少子高齢化、生涯学習等の社会的な課題に対する取組みを継続的に進めていく事業活動であり、地域の自立的発展、雇用創出につながる活動として近年注目を浴びている。本稿では、このようなソーシャルビジネスについて、生活協同組合がもつ特性を活かしながら取組みを行うことが有効であるということを、大阪いずみ市民生活協同組合（以下、いずみ市民生協）が出資して設立された株式会社ハートコープいずみの事業活動を通じて見てみたい。

#### ハートコープいずみの事業活動

いずみ市民生協は、2010年10月にいずみ市民生協の100%出資による子会社「株式会社ハートコープいずみ（以下、ハートコープいずみ）」を設立した。ハートコープいずみは、障害者の自立支援と雇用促進に寄与することを目的として、リサイクル事業、再生利用事業等を主とした事業活動を行っている。具体的には、①ダンボールや発砲スチロールを減量機に投入する作業、②ペットボトルやプラスチック袋を圧縮する作業、③チラシや牛乳パックを計量し集積する作業、④生ゴミを堆肥化する作業、⑤保冷剤の洗浄作業の5つの事業を行っている。こうした事業を展開するハートコープいずみにおける特筆は、社員総数24名のうち、障害者雇用が16名であることだ。この数字は、い

すみ市民生協本体における障害者雇用総数が18名であることからみてもその高さが伺える。ハートコープいずみでは、障害者雇用を積極的に推進しながら、リサイクル事業、再生利用事業を推進していく、将来的にはいずみ市民生協としてリサイクル率100%を見据えた事業活動を展開していくとしている。

#### 農業生産法人との連携

こうした事業活動に加えて、いずみ市民生協は、ハートコープいずみの設立に先立って、2010年6月に「農業生産法人株式会社「いずみエコロジーファーム（以下、いずみエコロジーファーム）」の設立に参画している。いずみエコロジーファームは、2010年8月から土づくりを行い、キャベツやミニハクサイといった農産物を12月中旬から1月に初出荷できる状況にある。こうした事業活動を行っているいずみエコロジーファームにおいて使う堆肥をハートコープいずみで作り、農産物の肥料として、いずみエコロジーファームが使用し、生産した農産物をizuみ市民生協の店舗で販売していくのだ。いずみ市民生協がこのような形で事業を開いていく理念は、障害者雇用を促進し、食品残さを活用した堆肥づくりから農産物を生産し、店舗で販売するといった食品リサイクル・ループを構築していくことにある。

### ソーシャルビジネスへの契機

いすみ市民生協がこのような事業活動を積極的に行っていく契機となったのは、2007年のいすみ市民生協のCSR（企業の社会的責任：corporate social responsibility）に関するレポートにおいて示されたいすみ市民生協の障害者雇用率の割合1.83%にある。1.83%という数値は、民間企業、国、地方公共団体に定められた障害者雇用の割合（法定雇用率）である1.8%を上回ってはいるが、いすみ市民生協のCSRを検討した外部の有識者（いすみ市民生協の社会的責任検討委員）から、生協として障害者雇用に取組む意義を数値以外に示すべきであるという意見があり、いすみ市民生協はそうした意見に真摯に取組む意思決定を行った。それは障害者雇用の法定雇用率を数字の上で超えるということだけではなく、「いすみ市民生協が地域にあってよかった」ということを地域社会に思ってもらえる事業を展開していくことという意思決定である。このような意思決定によって、ハートコープいすみの事業計画が動き出すこととなる。

### ソーシャルビジネスを行う推進力

ハートコープいすみの事業活動については、組合員の反応がとても良く、共感と好感を得ている。こうした組合員の理解を得ていることで、今後も積極的に雇用を増やしていくためのプランを推進していく気運が高まっている。その気運の具体化として2012年にいすみ市民生協に新しい物流センターが稼動する予定があり、その物流センターにおいても障害者雇用を積極的に増やしていくことだ。加えて、新しい物流センターが完成するとともに、現在の物流センターに空きスペースができるので、そのスペースを活用して農産物の袋詰めなどの加工を、障害者雇用によって積極的に推進していくとする計画を立てている。さらにいすみエコロジーファームにおいても、将来的には軽度の農作業、例えばハウス内の農作業など、障害者でも作業可能なプランを立て、農業分野における障害者雇用についても積極的に取組んでいくとする高い意識をもっている。こうした事業プランを着実に実施していくことで、事業として利益を出せるモデルを構築していくながら、社会的

責任を果たす事業展開を行おうとしているのである。

そして、こうした一連の事業を形成していく上で欠かせないのが、事業活動を行うにあたって事業の内実や状況を互いに共有することができる多数のステークホルダーの存在である。いすみ市民生協におけるハートコープいすみやいすみエコロジーファームといった事業活動は、事業において収益を出していくことと同時に、社会的責任をいかにして果たしていくかという「ミッション」が最重要視される。ソーシャルビジネスといわれるビジネスの事業形態は株式会社形態を取るものも少なくないが、一般的な株式会社とソーシャルビジネスの範疇に含まれる株式会社との違いは、常に利潤を最大化にする行動を探るかどうかという点にある。ソーシャルビジネスは、社会的課題の解決をミッションとする為、自社の利潤の最大化だけを目的とするのではなく、ミッションの達成を最優先する。一般的にこのような点はソーシャルビジネスの観点から弱点にもなりうる場合もあるが、先述したとおり、ソーシャルビジネスの場合は掲げたミッションに多数のステークホルダーが共感・賛同していくことによって、様々な「ご支援」が得られる。その結果、弱点を克服し、事業の発展が可能となる。生協がソーシャルビジネスに参画する場合、こうしたステークホルダーのご支援が強く多いことが多く、この点において生協がもつ特性がソーシャルビジネスの推進に合致することが見出せる。本稿で取り上げたいすみ市民生協について述べれば、ハートコープいすみ・いすみエコロジーファームの関係者は、いずれも元いすみ市民生協職員であるため、同じ「思い」を共有してきた背景をもつ。そうした同じ背景の中で培われてきた思いの共有によって、コミュニケーションがスムーズに行われるといったことや、組合員の主体的な支援が事業の推進力となっているのである。

本稿の作成にあたって、株式会社ハートコープいすみ代表取締役社長の野村泰史氏、大阪いすみ市民生活協同組合常務理事の児島隆弘氏をはじめ、株式会社ハートコープいすみ、大阪いすみ市民生活協同組合の職員の方々のご協力いただきましたことをこの場を借りてお礼を申し上げます。

## 生協の低公害車開発・普及への取り組みの意義

か が み　たい き  
加賀美 太記（京都大学大学院経済学研究科博士後期課程、「協う」編集委員）

### はじめに

低公害車——天然ガスや電気など、ガソリンや軽油に比べて環境負荷の少ない燃料を利用した自動車を指す。地球温暖化などへの意識の高まりや、自動車産業の競争環境の変化を受けて、現在急速に開発・普及が進んでいる。この動きは一般消費者向けよりも、事業者向けにおいてより顕著である。てんぷら廃油を燃料とした路線バスや運送業者のトラックなど、多くの事業者が低公害車を事業に導入している。

この低公害車を日本の生協が本格的に導入したのは1994年であった。温暖化問題が顕在化するよりも前であり、日本の流通業者の中でも群を抜いて早かった。その後、多くの流通業者が低公害車を採用したが、物流の低公害化において、生協は先駆けであったと言えよう。

生協の低公害車の導入と普及に大きな役割を果たしたのが「コープ低公害車開発株式会社」である。同社は2006年3月に社会的使命を果たしたとして、惜しまれつつ解散したが、社会問題の解決への取り組みを事業化するソーシャルビジネスが注目を集める今日、生協の日用品配送事業における環境問題対応を考え続けてきた同社の役割を改めて検討することには意味があるだろう。

今回は、同社の設立当時から低公害車の開発・普及に携わってきた元専務・若狭良治氏（現社団法人DME自動車普及推進委員会理事・事務局長）への取材をもとにして、生協の社会的事業者としての役割について考えてみたい。

### 電気自動車開発の挫折からLPGトラックへ

低公害車であるLPG（液化石油ガス）トラックを、生協が初めて本格的に配送トラックとして採用したのは1994年であるが、その取り組みは4年前の1990年の「コープ電動車両開発株式会社」の設立をきっかけとして始まっていた。

コープ低公害車開発株式会社の前身である同社は、コープかながわ、コープしづおかなど全国の

20生協が共同出資で設立した。名前の通り、当初は配達用トラックを納入している自動車会社と共に、電気自動車の研究開発・普及を進めることができた。

しかし、いまだ電気自動車が十分に普及していないことからわかるように、モーターや蓄電池などの技術的ハードルが高く、開発費用も一台数千万円と高額であった。そのため、独自の資金で開発した2台と、東京都の補助を受けて東京の生協に納車した試作車の計3台を開発した段階で電気自動車の開発は断念し、1993年から石油代替燃料であるLPGを燃料とする低公害車の開発・普及へと舵を切ることになった。LPGエンジンは黒煙を出さず、窒素酸化物の排出量も少ないなど、クリーンなエンジンという特徴を持っており、燃料補給スタンドも比較的広い範囲に存在しており、インフラ面でも現実性を持っていたからである。

同年11月には試作車が完成し、翌94年7月にコープえひめが第一号車を導入したのを皮切りに、全国の生協で導入が進むこととなった。94年6月には、コープ電動車両開発株式会社を「コープ低公害車開発株式会社」と社名を変更し、その普及にまい進することとなる。最盛期には全国で5,500台を超えたLPG配達トラックはこうして誕生したのである。

### 職員間での意見の交流——担当者会議の意義

このように、LPGトラックの開発・普及は一見すると順調に進んだかのように見える。しかし、普及には様々な困難が伴った。

たとえば、荷物を積んで坂道を走る配達トラックに必要なパワーが本当に得られるのかといった点が、生協の車両担当者の不安の種となっていた。そのため、担当者を集めた生協車両低害化実務担当者会議を開催した。若狭氏によれば、この担当者会議の果たした役割は大きく、全国各地の独自な課題を車両開発に反映させることができただけでなく、担当者が車両開発に関わることを通じて

LPG トラックの意義を学び取り、積極的に各地の生協へ意義を伝えていってくれたという。

それだけではなく、実際に配送ルートを走らせるなどのテスト・デモ走行を全国各地でおこなった。93年11月に完成したLPG トラックの試験車のテスト走行だけでなく、開発当初のトヨタから、三菱、マツダ、いすゞとメーカーを増やしながら、併せて全国キャラバンでLPG トラックのデモ走行をおこなうなど、低公害車への理解を深めてもらう取り組みを進めたのである。

#### 組合員への普及を目的とした取り組み

職員だけではなく、組合員の理解を得ることも同社では忘れてはいなかった。会員制組織でもある生協は、学習する組合員という強みを持つものの、反面一つ一つの活動について組合員の理解を得ていくことが不可欠である。そのため、若狭氏らは全国各地を飛び回って低公害車についての学習会を組織するなど、組合員を対象とした低公害車の学習活動、セミナーの開催に取り組んだという。

生協が低公害車導入の検討を始めた1990年代初頭は、温暖化などの環境問題についての社会的な関心はそれ程高かったわけではない。当時の問題は大気汚染などの公害であり、それも1980年代の各地の公害闘争の終結とともに関心が廻れつつある状況であった。そのため、最初の反応は決して良いものではなかった。それでも、安全・安心を掲げる生協が排ガスをまき散らしながら事業を進めている現状への憤りや、ドライバーに代表される職場や地域の健康問題を何とかしたい、という思いを伝えるべく活動を続けていった。その結果、徐々に組合員の理解を得ることができたという。そのような理解ある組合員の声がLPG トラックの普及を後押ししてくれたのである。

#### 社会的事業者としての生協の役割

コープ低公害車開発株式会社と、それを構成する生協の担当者や組合員を中心とした積極的な取り組みによって、生協は配送トラックの低公害化という社会的取り組みにおいて一步先を行くことになった。その背景には、担当職員と組合員の理解、そして若狭氏らの「排ガスによる大気汚染・健康問題を何とかしたい」という強い思いがあっ

た。この事例から社会的事業者としての生協の特徴と役割について考えみよう。

ソーシャルビジネスの難しさは、社会問題の解決の取り組みから収益をあげる点にある。社会的な意義があるからといって、誰もが高いお金を支払ってくれるわけではない。その点、社会問題に対して意識の高い組合員を相手とした事業をおこなう生協は、ソーシャルビジネスの基礎的な条件を持っていると言えるのではないだろうか。

しかし、そのためには職員の強い思いと組合員を巻き込む取り組みの二つが必要となろう。その際は、コープ低公害車開発の進めた学習活動のように、社会問題に対して生協がどう関わっていくのかを議論することが重要となる。その議論を踏まえ、職員・組合員が一体となって事業・運動に取り組んでいくことは、ソーシャルビジネスにおける生協の強みだと考えられる。

くわえて、これらの取り組みによる「公共性」の追及が、生協の社会性を担保することに繋がる。たとえば、コープ低公害車開発株式会社は低公害車の普及を進めるという社会的な目的を持った組織であり、生協組合員のためだけの組織ではなかった。そのため、行政から支援を受け、連携することも可能であった。同社の解散後も各地の生協は低公害車に関して種々の努力を続けているが、行政との協力は不調となっている。行政に認められることが全てではないにしろ、生協が社会の一構成員として受け入れられるためには、自らが社会的な存在であることを自覚して、社会にどのように関わるかを考え、実行することが必要とされているのである。

職員・組合員がともに社会問題に関わっていけることが生協の特徴であり、その取り組みは自らの存続にとっても大きな意味を持つ。とはいっても、事業連合化などによって各生協の規模が拡大し、組合員の性質も大きく変わった今日においても、そのようなことを追及するのは難しいかもしれない。しかし、そういった変化の渦中にある今だからこそ、社会問題に対する職員と組合員の思いを活かした事業・運動を考えしていく必要があるのでないだろうか。

## 共益と公益～生協・協同組合は何をめざすのか

ほりこし よしあき  
堀越 芳昭 (山梨学院大学 経営情報学部教授)

協同組合は、労働者、中小業者、農業者、消費者等の経済的弱者の共通のニーズを実現する協同組織であり、人々の共通の利益（共益）の実現を目的とする。いまこの共益組織である協同組合に対し、共益性のみならず公益性や公共性が問われている。

### 公益・共益とは

そもそも公益・共益とは何であろうか。

公益とは公共の利益のことであり、この公共性について斎藤純一『公共性』（岩波書店、2000年）は、①国家に關係する公的なもの、②特定の誰かにではなく、すべての人びとに関係する共通のもの、③誰に対しても開かれている、という3つの意味でとらえる。しかしながら、『公共哲学』((1)～(18)、2001年～2006年、東京大学出版会) 等における近年の議論を踏まえるならば、①の国家性はその意義を低下させており、公共性にとって根幹を形成するものは②の社会的共通性であり、③の公開性が公共性の客観的条件づけとなる、とみることができる。

他方共益とは、人々の共同の利益、共通の利益のことであり、1995年ICA原則における "their common needs" のことである。この共通の利益とは、一定の特定性をもつ協同組合組織の特徴であるが、その協同組合を構成する人々は、労働者、農業者、中小生産者、消費者等の経済的弱者や高齢者・失業者・障害者等の社会的弱者であるというその階層性が重要であり、かれらの加入脱退の自由によりその組織体の公開性が担保されている。したがって協同組合の共益性は、先の公共性における社会的共通性と公開性と共通性を有し、それとの接点を有しているのである。

### 新しい公共の内容

現在「新しい公共」の議論の中で、その担い手（NPOや協同組合）と仕組み（市民自治）について重要な指摘がされている。これは古い型の国家の独占としての公共性と異なった新しい公共性であるが、その「新しさ」について、その仕組み

と担い手の根拠として、内容それ自身の特質について検討されなければならない。それは何か。

第1に、新しい公共の内容としては、それが人々の日常生活、生活世界に立脚しているということである。それは決して国家や行政といったいわば外部からの強制による公共ではなく、またかつては個人的・私的領域の問題とみなされていたが、いまや社会一般の人々に内在する、家庭の問題や個人的能力の問題、子育てや高齢化の問題等が、実は社会的公共的課題であるということである。

第2に、新しい公共の内容は、人々の生命・人生にかかわる人間の存在自体の問題となっていることである。人間の生命・医療問題や食料問題や環境問題のみならず、教育問題や若者たちの将来人生の問題として提起されている今日の社会的諸問題は、いずれも生命・人生といった人間存在が問われている新しい深刻な公共的課題である。

第3に、公共性一般にも通じるが、新しい公共の内容は、社会一般の人々に共通する課題であるということである。非正規雇用の問題や貧困格差の問題等はその意味で私的・個人的課題ではなく、多くの人々に共通するまさしく社会的公共的課題である。

このように新しい公共の新しさとは、内容自身に即してみると、日常・生活に立脚した生命・人生の人間存在に関わる多くの人々に共通したものになっているのである。新しい公共性の仕組みと担い手は、このような新しい公共の内容と深く関わっているのである。ある意味で新しい公共性の内容がそれにふさわしい仕組みと担い手を必要にしているともいえるのである。

### 公共性と協同性の関係

問題は、公共性とくに新しい公共性において、人々の連帯や協同の意義はどこに求められるか、協同組合の協同性が新しい公共性とどのように関わるかということである。すなわち特定性を有する協同組合の協同性（共同性）が、広く社会一般的公共的課題においていったいどのように位置づ

けられるのかという問題である。公共性と協同性（共同性）は両立可能であろうか。その答えは先に検討した公共性一般や新しい公共性に協同性（共同性）が内在しているところに求められる。先述のとおり、「公共性」一般とは、広く社会構成員における共通の課題性と公開性においてとらえられ、個人的自助を超えたところのものである。

また新しい公共性の新しさとは先に見たように、日常性や生活世界に立脚した生命・人生といった人間存在に関わる、多くの人々に共通したものになっているということであったが、こうした新しい公共における日常性や共通性の中に協同の契機が内在しているといえよう。人々の協同的行為を通じてこうした新しい公共的問題を解決していくことが求められるのであり、そこに協同が重要なものとして位置づけられるのである。

それ故、新しい公共性を追求する先述の「公共哲学」は、「共同性」の意味を重視した。すなわち、新しい公共性の「新しさ」は、公私二極対立から「共」による公私の媒介という発想を導入するところにある、公共性・公共空間・公共意識とは「みんなとともに」「たがいのためにになること」を考え、議論し、決定して実行するプロセスである、と公共性における「共」の意義を強調する。個が共同により公共性を開いていくのであるとする。

また新しい公共性としての「自律的公共性」について、自律的公共性とは自律的な個人によって形成される、アソシエーション（結社）に媒介された「高次における相互主觀性」つまり合意形成としての公共性であるとする。ここでは公と私の媒介的役割、個が公共性を開く手段的役割として公共性における「協同」の意義が強調されているのである。

このように公共性一般の根拠として、そして新しい公共性の新しさとして、「協同」の契機は不可欠なものとして位置づけることができる。

### 協同組合の公益性・公共性

協同組合の共益性は、特定性を有する組合員の社会的共通性、加入脱退の自由原則による公開性といった面で、公共性の特質との共通点を持っている。そればかりでなく協同組合には本質的に公益性・公共性の特質をもつ。それは以下の諸相に

表れている。

第1に、その特定性を有する「人々」の性質である。その人々は、経済的社会的弱者である。

第2に、その地域性である。協同組合は人々の結合体であり、近隣の人々をはじめ、人々の繋がりにより成立する。

第3に、歴史的にみると、原生的協同組合の多くは、コミュニティ志向・社会志向であった。ロッヂデール組合は、消費組合店舗だけの組合であったのではなく、土地耕作組合、地域共同体の建設を目指していた。それに先立つW. キングの消費組合運動はコミュニティの製造等の協同組合の設立を構想し、コミュニティのための共同資本（common capital）の形成を追求した。

ドイツ・ライファイゼン農村協同組合運動は、不分割の共同資本を形成し、乳幼児ケア宿舎、学校卒業者のための上級訓練学校、病院や医療施設、貧しい人・高齢者・病人のための養護院等のような、人々の一般的公共的福利を改善するための施設を設置する豊富な資源を提供した。まさしくこれは「財政的コモンズ」であった。

第4に、1995年ICA原則は、「第7原則 地域社会への関与」の社会志向を鮮明にした。その財政的保証が、「第3原則 組合員の経済的参加」の不分割の共同財産（indivisible common property）である。

第5に、20世紀の先駆的な憲法は、協同組合を独占禁止法の適用除外とし住宅協同組合を公益事業とみなし（1917年メキシコ憲法）、公共経済の中に位置づけ（1919年ワイマール憲法）、農民保護・労働者保護・労働者の経営参加の担い手として位置づけ（1931年スペイン憲法）、生産者と消費者の協同組合を公共サービスの性格を有するものとして（1940年キューバ憲法）、協同組合の保護育成を促進してきたのであった。

### 協同組合の今日的課題

いま協同組合に求められるのは、先述した現代の社会的公共的問題や全人類的課題と向き合って、協同組合がもつ共益性とこれら公益的公共的課題とを結びつけていくことにある。すなわち共益型協同組合から共益・公益型協同組合への脱皮が求められるであろう。

## コース・リレーテッド・マーケティングと生協

せら こういち  
世良 耕一 (東京電機大学工学部人間科学系列准教授)

### はじめに

コース・リレーテッド・マーケティング (Cause-Related Marketing : CRM, 以下CRMと表記) という言葉をご存じだろうか。CRMというと、Customer Relationship Managementを想起される方も多いだろう。そこで、まず、CRMについて解説したうえで、本稿の主題であるCRMの生協への援用の必要性について言及していく。

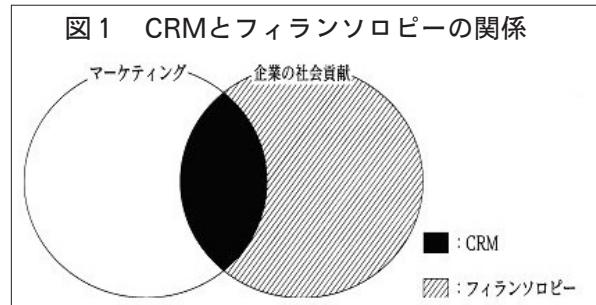
### CRMとは

CRMにおけるコースは、「良いことなので援助をしたくなる対象」を意味する。その対象には、国土緑化推進機構やユニセフといった組織に加え、植樹や海岸清掃等の活動も含まれる。

そのコースに対する支援活動をマーケティングの一環と捉えたものがCRMである。CRMの定義では、その主体を企業に限定している場合が多い。しかし、CRMを通したコース支援をコミュニケーションし、マーケティングに結びつけていく手法は、企業以外の組織においても有効である。実際、競艇（財団法人日本モーターボート競走会）や競輪（財団法人JKA）やJA共済等の多くの「企業以外の組織」もコース支援を行った上で、それをテレビCM等でコミュニケーションしている。そこで、その主体を企業に限定せず、CRMを「組織がコース支援を行い、それをコミュニケーションすることにより、マーケティング全般の目標達成を促進するための戦略」と定義付けて論じていく。CRMの主体を企業ではなく、組織とすることにより、生協もその主体となりえることになる。

CRMと類似した概念としてフィランソロピーがある。図1は両者の違いを表したものである。企業の社会貢献のうち、マーケティングと重なった部分がCRMであり、重なっていない部分がフィランソロピーということになる。匿名で行わない限り、社会貢献を行うことにより、企業にはブランドイメージ向上や売上増等の何らかのメリットが生ずることになる。しかし、フィランソロピー

ではこの直接的なメリットを認めず、啓発された自己利益 (Enlightened Self-interest) という言葉を用いて巡り巡って回ってくる間接的な利益のみを認めている。一方、CRMでは、マーケティングの一環として社会貢献を行うため、社会貢献をブランド構築、販売促進、製品差別化等のマーケティングに活用することができる。



### 生協法とCRM

筆者は本号で紹介されている2010年9月に開催された日本公益学会の「消費生協から社会的生協へ」と題されたパネルディスカッションに、パネリストとして参加させていただけたことになった。筆者の専門はCRMであり、生協については門外漢であった。そのため、急遽、生協関連文献をあたってみた。「CRMと生協」という問題意識の下、一番に目に飛び込んできたのが、生協法であった。そこでは、生協が本質的に備えておかなければならぬ特色を、「組合基準」として第2条に定めている。その中に「組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とすること」という基準がある<sup>1)</sup>。この基準によると、組合員の生活向上以外の目的は認められないことになる。

一方で、ユニセフ生協募金がユニセフの国内一般募金の4%を占める<sup>2)</sup>等、生協は積極的に組合員以外を対象とする支援を行っている。ユニセフ支援の事例の1つをみてみると、コープネット事業連合は、2008年にモザンビークの子どもたちの栄養支援を行う「ハッピーミルクプロジェクト」を開始した。このプロジェクトは宅配コープデリ、

または店舗でCO・OPマークの牛乳1本購入ごとに1円をユニセフに寄付し、モザンビークの子どもたちの栄養プログラムを支援するという取り組みである<sup>3)</sup>。

ホームページ上<sup>4)</sup>で、「牛乳1本につき1円を寄付するために、牛乳の価格も1円高くなるのですか。」という問い合わせに対して、「この取り組みのために価格を引き上げることはできません。寄付金は、コープネットグループの生協の経費でまかないます。」と回答している。このことから寄付の経費は生協が負っていることがわかる。

生協の経費を使って行っている限りその活動は、前述の生協法に照らして、組合員の生活向上に結びつかなければならぬことになる。したがって、この活動を正当化するためには、アフリカの子供達の支援が、どのように組合員の生活向上に結びつくのかを説明できなければならない。

見返りを求める「フィラソロピー」として、支援活動を行っているとすると、アフリカの子ども達の支援と組合員の利益を直接的に結びつけることはできず、正当化できないことになる。一方、CRMとして支援していれば、その支援はマーケティング活動の一環として行われたものであり、組合員の利益と直結することになる。したがって、生協法の制約の下、社会貢献を行う際の枠組みとしてはフィラソロピーとしてではなく、CRMとして社会貢献を行う必要があるといえよう。

### 社会貢献に対するミクロとマクロの視点

生協法遵守のためとはいえるが、社会貢献を利益に結びつけることに抵抗を覚える方も多いだろう。しかし、視点を変えると、社会貢献を利益と結びつける方が、結びつけないより、社会全体としての公益は増すことがみえてくる。それは、以下のような捉え方である。

企業等の組織は、まずは、本業を通して社会に貢献していくことになる。さらに、利益（剰余金）をあげることにより、納税による間接的な社会貢献が加わる。したがって、直接的な社会貢献を行っていない企業の場合、本業と納税の両面から間接的に社会に貢献し、公益に寄与することになる。

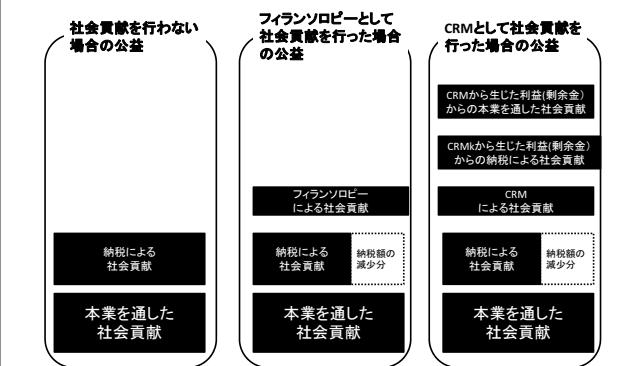
次に、利益（剰余金）の一部を使い、フィラソロピーとして直接的な社会貢献を行った場合、

ミクロの視点でみると、社会貢献を行った分だけ、公益にとってプラスであると受け止めることができる。しかし、マクロの視点で見ると、利益（剰余金）が減った分、納税による社会貢献がマイナスになることになる。

ここで、CRMを導入することにより、利益（剰余金）が増えれば、そこから納税がなされ、納税による社会貢献に結びつき、さらに、本業にまわった分については本業による社会貢献に結びつくことになる。

つまり、マクロの視点で捉えると、フィラソロピーとして社会貢献を行うよりも、CRMとして社会貢献を行う方が社会全体としての公益は増加することになる。これらの関係を図示したものが図2である。このように、捉えると、社会貢献を利益（剰余金）と結びつけることへの抵抗も軽減できよう。

図2 組織活動と公益



### おわりに

このように組織活動から生ずる公益を俯瞰で捉えることにより、社会貢献をマーケティングの一環と位置付けて利益に結びつけることは、決して憚ることではないことがわかる。利益は本業や納税を通して社会貢献をするための原資と捉えられるからである。そして、CRMを通して社会貢献を利益（剰余金）と結びつけることにより、生協は、生協法を遵守した社会貢献を行うことができる。

#### <出所>

- 1) 宮部好広、『改正生協法を考える』、コープ出版、2008年。
- 2) 齋藤嘉璋、『改訂新版 現代日本生協運動小史』、コープ出版、2007年。
- 3) 『広報会議』、2010年10月1日号、第21号、宣伝会議。
- 4) 生協ハッピーミルクプロジェクトホームページ。  
(<http://happymilk.coopnet.jp/faq.html>)

## ソーシャルビジネスとしての小売店 —隠岐の島、卯敷販売所を訪ねて—

望月 康平（京都大学法科大学院法曹養成専攻、博士（地球環境学）、『協う』編集委員）

### 隠岐の島町、卯敷地区とは

本稿では、島根県隠岐の島町卯敷地区のくらしを支える商店「卯敷販売所」を紹介したい。

隠岐の島町は、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、島の外周151km、面積243km<sup>2</sup>（琵琶湖の約1/3）、人口約1万6千人で、産業としては、漁業と農業のほか、近年は観光業に力を入れている。「卯敷販売所」がある卯敷地区は、島の中心部から車で約40分の距離。世帯数約40戸、人口約90人、65歳以上比率がおよそ4割で、昔から、いわゆる「半農半漁」の生活を営んできた地域だ。

### 地区生協の解散とUターン者の決意

「卯敷販売所」を運営する岸根伴都（ともくに）さん（67歳）、富美子さんご夫妻は、平成10年に伴都さんが勤め先を早期退職した後、ふるさと隠岐の島の卯敷地区へUターンで帰ってきた。

そのころ、卯敷地区は大きな問題に直面していた。地区内唯一の小売店が、存続の危機に瀕していたのである。この店は、住民自ら出資・設立した「卯敷生協」が運営してきたのだが、地区民（=組合員）の人口減少や、島の中心部への大手スーパー進出の影響もあり、赤字経営が続いていた。

店がなくなれば、車を運転できないお年寄りは片道1000円のバスに乗って島の中心部まで買い物に行かなければならなくなる。卯敷生協はなんと

か店を維持させてきたが、赤字は膨らみ続け、平成19年、ついに店舗経営は完全に行き詰ってしまった。「『店が無くなったら困る』という住民の切実な声を聞くと、郷土愛・義理人情じゃないけど涙が出てねえ。他にやれる人もいない。それだったら…！」伴都さんは店の引継ぎを決意した。

たしかに、「個配サービス」や「買い物バス」という解決策も考え得るかもしれない。しかし、身近な小売店がなくなれば日々の生活はとても不便になってしまう。また、生活密着型の店舗は日常のコミュニケーションの場としても貴重な存在だ。

### 「卯敷販売所」のこだわり

引継ぎから1年半、岸根さんご夫妻の運営する販売所の中を覗かせて頂いた。

昔ながらの懐かしい雰囲気が漂う店内には、地元の方々の生活に欠かせない食品や日用品が丁寧に陳列されている。「お茶やお茶受けは、皆の好みがあるからなるべく多くの種類を仕入れるようにしているんですよ。お豆腐や隠岐名物の羊羹はスーパーにも価格で負けないんです。最近は安全・安心も気にして、新たにコープの商品も扱っているのですが、醤油など毎日口にするものは皆が昔から使っている島内製造のもの以外なかなか売れなくて（笑）。」と、店番をされている富美子さんが明るく『こだわり』を語ってくださった。



伴都さんと「お客様」（卯敷販売所前にて）



卯敷販売所の店内風景と富美子さん渾身の駄洒落  
特売+貝殻=特売「シェル」（＝セール！）





(右から) 富美子さん、パン屋さん、伴都さん、常連のお二人

販売所には、ほかにもバザー・リサイクルコーナーもあるし、宅急便の受付をしている。また、販売所が県道沿いにある利点を活かして、地元卯敷産の農産物・海産物の直売にも挑戦中だ。さらに、急ぎで必要な商品が品切れのときは、車を運転できないお年寄りの代わりに島の中心部まで「買い物代行」をすることもあるそうだ。

販売所が忙しくなるのは、皆が農作業を終えた夕方頃だ。常連のお客さんは、お買い物の後、レジの回りに座って井戸端会議ならぬ「レジ端会議」を開催することもしばしば。取材当日は、パンの仕入れの配達日だったため、常連客のお二人が販売所の中で、食パンが届くのを待っておられたが、その間も世間話に花が咲く。

### 卯敷地区のくらしと卯敷販売所

取材二日目は、伴都さんのご好意に甘え、一日の生活に密着させて頂いた。伴都さんは夜明け前から、趣味と実用を兼ねた「イカ釣り」に出かける。釣りたての「隠岐産シロイカ」の刺身はぷりぷりの食感で最高に美味しい。自家製の一夜干し、塩辛もたまらない。多くは自家消費だが、販売所で地域外のお客さんに売ることもあるそうだ。朝食の後は、地域を流れる卯敷川の堤防でアジサイの剪定。地区の皆さん総出の大変な作業だ。60代はまだ若手、80歳を超えるおばあさんも手際よくどんどん作業を進める。すべての作業が終わった頃には、ちょうどお昼時で、販売所に集合。思い思いの場所に座って、ジュースやビールで作業の疲れを癒す。これで来年もまた、卯敷川の堤防をアジサイが彩る。住民皆で力をあわせて地域の景観を守っている。販売所が地域をつなぐ場を



卯敷川堤防のアジサイの剪定

提供していることも実感させられた。

### 卯敷販売所のこれから

販売所の運営には苦労も伴う。現在、販売所はほぼ年中無休で営業しているため、休みがとれない。一方、岸根さんご夫婦の労働はほぼ無償だそうだ。農産物・海産物の直売については、肝心の県道が土砂崩れ等の復旧工事で通行止めになることが多く、なかなか順調には進んでいない。

それでも、「地域で必要な物を必要な量だけ仕入れるから、大きな赤字になることはない。地区的年寄りのことを考えれば、店を閉めるわけにはいかん。」「地区で相談しながら、バトンタッチしていくって、次の世代にも販売所を残していくべきだと思います。」伴都さんと富美子さん、販売所への想いを語ってくださった。

小売店の経営が、利潤追求ではなく、過疎高齢地域の福祉あるいは 'well being' の維持・向上を目的とするとき、これもソーシャルビジネスの一形態といい得るのかもしれない。伴都さんが『生きがい』だと語る販売所は、力をあわせて地域で生きる人たちのくらしの支えになっている。



卯敷地区の皆さま（卯敷販売所前にて）

## 日本公益学会 第11回全国大会 共通テーマ －公益と経営哲学－ 2010.9.11～12

り ひでき  
李 秀基

くらしと協同の研究所 事務局長

### はじめに

公益にとって生協がなくてはならない存在になったのか、それとも生協にとって公益が避けて通れないものになったのか。いずれにせよ、公益と聞いてはじめに頭に浮かんだのが学童期の "ベルマーク" 程度であった筆者にとって、公益とは何か、生協とのかかわりとは何かを考えることができた貴重な場となった。

大会は2日間で、公益と地域、公益と医療、公益と芸術など多分野にわたるテーマで報告会や分科会、パネルディスカッション（以下、PD）が行われたが、初参加の筆者は二つのPDにスポット参加した。以下、簡単に本学会を紹介したあと、内容の一部にふれながら、自分の問題意識にかかわらせながら述べることにしたい。

### 公益学会とCSRの哲学的考察

本学会は小松隆二氏（慶應義塾大学）を代表に平成12年に設立された。その設立趣意書には「企業においても営利活動のみに専念できる時代ではなく～非営利の活動が企業活動の重要な一端を占め～公益をめぐる思想、活動～などを社会の～活動と広く結びつけて～自由に柔軟に非営利の公益活動を総合的に研究する」（抜粋）とある。

さて、本大会の共通テーマ、"公益と経営哲学"での一つ目のPDのテーマは、"ステークホルダーとしての公、開かれた社会とは何か～企業経営と公益を経営哲学から考える～功利主義的CSR VS 人間主義的CSR～ドッカーラント～"であった。座長兼パネリストの大平浩二氏（明治学院大学）、菊澤研宗氏（慶應義塾大学）、三戸浩氏（横浜国立大学）から報告があった。ここでは菊澤氏の報告を中心に述べる。

菊澤氏によれば、これまでの社会的責任論=CSRは利益の余りを社会に還元する程度のものであったり、「イメージアップになり業績が上がる」といった利益目的のために社会を他人（お客様）を利用するというものであった。それは外部の刺激に反応し動かされる他律的で他人を手段化=モノ化することであり、これを功利主義的CSRとした。それに対して、カントの理性と自律、ドッカーラントの「顧客の創造」から学び、自身に責任をもつ理性ある自律的で自由な創造的活動をとおしてこそ

社会的責任を語ることができるとし、これを人間主義的CSRとした。

### 消費生協と資本主義経済システム

次のPDは、座長に小松氏、コーディネータにパルシステム生活協同組合連合会の志波早苗氏を、パネリストには唐笠一雄氏（パルシステム生活協同組合連合会）、村上扶實子氏（生活サポート生活協同組合）、橋本吉広氏（NPO法人地域と協同の研究センター）、世良耕一氏（東京電機大学）、石井芳明氏（経済産業省）を迎えて、"消費生協から社会的生協へ～生活の協同を実現する経営哲学とその実践～"をテーマにしたものであった。

このテーマに関連して、最初に筆者は、主婦と"消費"といった視点から大衆消費社会としての資本主義経済システムの問題点に言及し、ここでもPDの内容（主に唐笠氏）に一部触れながら、社会的背景における消費生協の果たしてきた役割と限界、そしてその可能性について述べておきたい。

なぜなら、「～から社会的生協」という場合、～からの意味合いを振返っておくことが重要に思われたことと、消費生協と言われるもの多くが「主婦」によって支えられてきたからであり、消費生協は専業主婦の家事労働としての消費=再生産労働をとおしたやりくりがなければ存在しえなかつたからである。

食や公害の問題から始まった生協の活動は、資本主義経済の社会的なひずみやゆがみを告発してきたことにおいて、資本主義をベースにしたくらしへの異議申し立てであり、"アンチテーゼ"でもあった。しかし、その活動の主たる担い手は資本主義経済システムのもう一方の成立要件である消費労働を支える主婦層であった。

### 現代の呪われた部分

大衆消費社会と言われて久しい。群集や公衆といった古典的な大衆論（ル・ボン、タルド、オルテガ）にはじまり、70年代～80年代にかけて、分衆、少衆など、家庭では映画"家族ゲーム"に象徴的に表現された個食や孤食が指摘されてきた。経済学や社会学では、顯示的消費、有効需要、依存効果、他人志向、（ヴェブレン、ケインズ、ガルブレイズ、リースマン）、といったキー概念が大

きな示唆を与えてきた。

消費社会は個人の自由と豊かさ、多様な価値観と生き方をもたらしたと同時に、それは一方で不安で孤独な個人を生む不確実で不安定な社会でもあった。そして少子高齢化、兼業主婦の増加など急激なくらしの変化とともに、とりわけ家族の変容をもたらした。

この流れは、意味じくも生協の70年代の急速成長期であり、80年代バブル期を経て90年代にはその崩壊を見る。そして、その後の新自由主義的市場原理のしづみの失敗は、あらたな失業や格差、貧困、人との関係性の希薄さ、心の"まずしさ"を生んだ。

その意味で、秋葉原の殺傷事件、野宿者殺傷事件、在日朝鮮・韓国人学童への嫌がらせ、孤独死、心因自殺、不明老人、消えた乳幼児などの事象は、単身者（独居）、離婚実家同居、子連れ再婚、シングルマザーの増加に見られるように、「今や夫婦と子という家族形態は標準としての意味を」（中川順子氏）失い、家族のありかたの変化（個別化や分裂、衰退）とも無関係ではない。

福祉（介護、医療）や社会的弱者といった自明視されてきた部分、言い換えれば"無視"され追いやられてきた領域、まさに現代の"呪われた部分"（バタイユ）にはけ口やひづみとして現れたわけである。環境問題も経済システムの"隠された部分"であった。

### 社会的生協の意義

消費生協は、大衆消費社会に寄り添うように歩んできた。しかし、一方でそれは"生活のプロ"（杉本貴志氏）である主婦であったからこそできた、「台所から世界が見えるようになった」（山崎哲哉氏他）主婦の「家庭にいながらにしてできる社会参加」（大窪一志氏、江原由美子氏他）の場であったことを看過してはならない。

座長の小松氏はPDの冒頭で冗談交じりに、「私が生協に入ったのは図書購入の割引があったから」これまで生協のことは聞いてはいたが知らなかつたという。また唐笠氏は、「カナリヤのように世の中に気づかない点をずっと言い続けてきた」ことの意義、全国生協組合員数千万の組織の一人ひとりのできる小さな取り組み、小さな一歩が大きなうねりをつくると述べ、短期間に購買（OCRへの記入など）をとおして多くの募金が集まつたり、若い世代がフェアトレードに関心を寄せ、生協（のインフラ）をとおして自分が人や社会と関

わっていることを意識しているという。そして職員の教育、人材育成が"急務"だとし「組合員とともに育つ」ような関係=共育を目指していることを強調された。

### 生協とソーシャルネットワーク

先日、生活協同組合ひろしまの横山弘成専務から農業生産法人による農業参入のお話を聞く機会があった。単なる農業参入ではない、生協のインフラを利用した販売販路（チャネル）、福祉と雇用の連携も視野に入れた村や地域の再生を目指していた。これは「産直の新しい形」（横山氏）である。収穫のうち規格外の野菜は夕食宅配や店舗惣菜、デイサービスのお昼ご飯に使われる。ムダはない。"葉っぱビジネス"に代表されるような高齢者の生き甲斐、働きがいなど、福祉との関わりによって生協が地域を再生する力となる。それは地域と共にあり続けることでもある。

消費生協に何ができるのか。横山氏と同席されていた広島県生活協同組合連合会の岡村信秀氏は、「購買生協の再生と未来」（第2回大学生協西日本教職員交流会レジュメ）のなかで、協同組合の基本的価値は「協同」であり、生協の効率的な事業とこの「人と人との協同的な結びつき」とのバランスが大切な課題だとしている。

横山氏に苦労されていることを尋ねると、一番やっかいなのは雑草の草刈だという。そして草刈の時には隣の村の方の草取りもついでにするのだそうだ。他にも祭りや村の集会への参加などをとおして、人と人が知り合いつながっていくことの大切さを聞いた。

ソーシャルビジネスはソーシャルネットワーク（つながり）があってこそ可能だと感じた。私には何気ない日常の小さな関わり（図書利用や購買）と小さな日々の事柄（草取り）とが同じ地平にあるように思われたのである。

### おわりに

松下幸之助氏はかつて「企業は社会の公器だ」と語った。企業にとって「顧客の創造」のもつ意味は、自由に商品を創造し、それをお客に問うという自律的行動であり、顧客（他人）を単なるモノとして扱わないこと（菊澤氏）であったはずだ。生協の活動をとおして公益の意味をあらためて問い合わせてみる。しかし、同時にそのことは生協自身がその社会的存在としての意味を公益にかかわることで新たに「創造」していくことでもある。いま生協と公益との新しい関係が求められている。

## 『季刊地域』秋号

近藤 泉 『協う』編集委員・市民生活協同組合ならコープ

『季刊地域』は農文協の雑誌『現代農業』の増刊が誌名を新しくして春夏秋と3号を重ねた。巻頭言には「政治や経済がいかにゆるごうと、『ゆるがぬ暮らし』『ゆるがぬ地域』をつくり出そうとする人びとのための雑誌です」と明確なめあてが示されている。

農文協（農山漁村文化協会）は、自然を直接の仕事場にしている人々の文化を発信している。

『季刊地域』は、単に地域づくりのノウハウやヒントで終わってはいない。移住とか田舎暮らしのガイド本が流行しているが、おおかたが目先を変えて消費マインドを煽るだけのうすっぴらい一過性の読み物であるのに対して、『季刊地域』は、私たちの社会が歴史のなかで遭遇している問題を正面から向き合い深く把握し、わかりやすく提示しようとしている。そのうえで、全国津々浦々の集落（むら）の人々が、直面する困難を協働することで解決しようがんばっている姿が、編集者や学者やライターによってほんとうに多彩だが等しく読みやすい文章で語られている。

秋号の特集は「空き家を宝に」であるが、ただ転入者をふやすにとどまらず、住民が関わってお互いに支えあえる暮らしを構築していく取組みが紹介され、上下のしがらみでなく人にとってなくてはならない大切なものは何だったのかが見えてくる。

さらに、ゆるがぬ地域の根底に位置づけるのはゆるがぬ仕事なのだ。輸入飼料など外国事情にふり回されなくてすむようにという

「うしのごちそうで三方よし」（滋賀県甲賀市）、地域の中で副産物も役立てながら循環する林業モデル「集落ではじめるエネルギー自給の暮らし」（岡山県真庭市）の取組み、経済成長に置き去りにされていた半島、離島に昔から受け継がれていた副業と交流の力を論じている水産庁魚政部新田直人氏は、うわべの景気に流されないための「地域という業態」を各地の漁村の事例を通じて示している。漁民は「観光協会・農家・林家、若者など地域の他の業種の人びとと連携をすることで小さいが持続可能



（農文協、2010年11月、900円（税込））

な地域社会の仕組みを『地域という業態』と呼ぶ」と言う。

また、瀬戸内海の西端にある姫島役場の総務課職員、江原不可止氏は「わがまち・むらのゼロ予算事業」で村の職員給与を安く抑えてできるだけ多く雇用するワークシェアリングの取組みを報告している。夕張市に次ぐ給与の低さでも誇りをもって働いていると言うのだがその理由は、事務職員もチェンソーを使って松くい虫の被害木処理作業をしたり、ユンボを操縦して漁港の流木を撤去するなど現

業労働に汗をかくからという。「庁舎内の事務だけでは感じることのできない多くのことを直接肌で感じ、学ぶことができる」。仕事の成果が直接見えることで、お金にかえられない価値を見出しているのだと思う。しかし、不可止氏が最も伝えたいことは、もともと姫島に伝わっていた漁法や魚種ごとに禁漁規制を細かく定めた「期節定め」を守りつづけることが地域の限られた資源を「みんなが分かち合い、幸せに暮らしていくための知恵」として生かされた村の問題解決に今なお活かされていると言うことだろう。姫島は『古事記』に登場し、幕末には勝海舟や伊藤博文が立ち寄っており、南西諸島や台湾から本州に飛来するチョウ、アサギマダラが羽を休める森もある。

現代社会に埋没しまっている私たちが忘れているだけのことであろうが、日本の津々浦々には当地特有の自然があり、それと共に存して生きてきた多様な働き方があったんだなど気づかされる。

連載ものも濃い。「ハマル山・川・海の『遊び仕事』」にはスズメバチ（愛知県豊田市足助の地元ではヘボと呼ぶ）を追いかけて巣を持ち帰り、幼虫を育てて食べる人と食文化が紹介されている。刺されても「やめようと思わん」そうである。なんとも楽しい仕事だろう！当事者にとっては、であるが。

日本に平地が少ない。国道沿いのゴミゴミした町でファストファッションを着てファーストフードを食べ、顔をなくして競争に疲れ果てるよりは「辺境」とも言われてきた山と川と海のある集落で顔の見える働き方で暮らす方がいいなあと思えてきた。

（こんどう いずみ）

奥野信宏／栗田卓也 著

**『新しい公共を担う人びと』**

小辻 寿規 立命館大学大学院先端総合学術研究科博士課程

新しい公共という言葉は、日本においては鳩山政権の誕生以降よく使われ始めている。新自由主義政策によって多くの国民の生活が苦しくなり、市民の心境が競争から共助へと変わってきたからではないだろうか。

本書は、11章に分かれて展開しており、その中で香川県、北海道、京都市、千葉市、島根県などにおける新しい公共の事例が多数取り上げておられ、新しい公共という言葉をあまりご存じでない方にも実にイメージしやすく書かれている。これらの先進的な事例は学ぶべきものが多く、今後活動を考えている人にとっては非常にためになるものといえる。

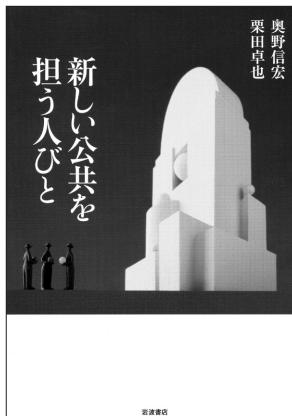
著者らは、新しい公共の活動を活動内容によって①行政機能の代替、②公共領域の補完、③民間領域での公共性発揮、④中間支援機能の4つに分類しており、それを第2章～第5章において事例などを交えながら解説している。

第2章において、行政機能の代替として、高齢者の見守り事業や地域保育などが紹介されている。無縁社会などと表現される社会的孤立状態から人びとを新しいつながりで結びつける可能性がそこにあることを示唆してくれている。

第3章において、公共領域の補完として、震災復興コミュニティファンドによる土蔵の再生や篤志による京町家の保全などが取り上げられている。これらの取り組みは住民たちが地域の魅力の向上や活性化をするために行っているものであるが、より活発に取り組み

を行おうとした場合、法律や条令が障壁になることがあることを指摘している。

第4章において、民間領域での公共性発揮として、干物ビジネスや山菜自然食レストランなどがコミュニティビジネスとして取り上げられている。この取り組みは、住民が地域を再認識し自信を持つ契機になる一方で、損失を出す可能性や事業団体の信用力の低さ、資金調達の困難さ、情報発信力の乏しさなど克服しなければならない課題が多いことも著者らは指摘している。



(岩波書店、2010年8月、2,400円+税)

第5章において、中間支援機能として、NPO法人が取り上げられている。官と民、民と民など多様な人や団体を結びつける触媒機能としてNPO法人が持つ価値の高さは今後、より重要になっていくといえる。著者らは、NPO法人の価値を高く評価しつつも行政の便利な下請けになって自主性をなくすこと、新しい公共が既得権益化すること、地域の活力を殺ぐ可能性があることなどを指摘している。

これ以降の章においては、新しい公共の担い手をどう育成するべきかといった内容や新しい公共を支える資金についての内容などが取り上げられている。そして、第11章においては、これから的新しい公共の可能性が提起されている。その中では、限界集落などの地域での選好や需要に個別に応じることは現在の行政には限界があり、新しい公共にはその限界を越えていく可能性があることがあるとしている。

本書においては、地域・学区の集まりやPTA、高齢者クラブの活動も新しい公共の活動として扱われている。この定義でいけば、間違いなく生協などの取り組みは間違いなく新しい公共とよべるものであるし、日本においては旧来からこの新しい公共と呼ばれる活動は発展してきており、それが新しい公共として再評価されているのならば、素晴らしいことである。また、本書を読んでいただければ、各地の生協が行っている地域住民の居場所作りの活動などがいかに先進的な事例であり、新しい公共を牽引しているか理解していただけるはずである。

この書評を読んでから、「新しい公共を担う人びと」を手に取られるという方は、本書で取り上げられている新しい公共というものと、自分の中にある新しい公共のイメージにどれだけの隔たりがあるのか、じっくりと考えていただければ幸いである。それが今後、新しい公共とは何かを理解し、言葉として多くの人が共有する場合において、非常に重要なものとなるといえる。

(こつじ ひさのり)

### 第22回 甲斐道太郎さん 大阪市立大学名誉教授

#### 法社会学から現代社会をみると



当研究所の創立呼びかけ人として、また爾来、理事としてあたたかく見守っていただきました甲斐先生に、社会科学としての法学、人々の暮らしの問題解明と解決をめざす法学－甲斐法学の真髄をお聞きしました。その深さと広さと情熱の一端をお伝えできたと思います。

聞き手：久保建夫（当研究所研究委員・「協う」編集委員会）

##### ⌚ 先生の学生時代のことからお聞かせください。

旧制三高の卒業が1945年3月、東大政治学科に籍を得ましたが、3月には陸軍の船舶兵として入隊し、熊本の島に動員されたんです。敗戦の翌年2月、東大に復員届を出しに行きますと、東京は焼け野原でとても住めるところではないというので、家から通える京大に移籍しました。労働法の片岡昇君は三高時代の同級です。本来3年制の旧制高校も2年に短縮されて、しかも2年目は飛行機をつくりに明石の川崎航空に勤労動員されるという状況でした。3年制の旧制大学も実質2年で48年に卒業させてくれました。

その頃、大学に特別研究生という制度がありました。徴兵年齢20歳を待たず文科系の学生は兵隊にとられましたが文科系でも大学の研究・教育を維持するために少し残しておかなくてはというので、大学院で特別に徴兵を猶予して金をだす特別研究生というのがあって、戦後もしばらく残ったんです。ともかく金が出るというので、片岡君と「ほな、それ行こか」と特別研究生になりました。

##### ⌚ 先生のご専門は、法律学の中でも民法ですね。

その頃京大には末川博先生も講義に来ておられたけれども、私は、磯村哲という、まだ20代の助教授の講義がすばらしかったのでゼミに入れてもらいました。ゼミは京大の法学部にはなかったのですが、私たちが3回生になるにつくられたので入れてもらつたんです。戦争中の法律学は、民法も含めて、国の政策の後追いしかやらないような法解釈学で、しかもナチスの民法学が輸入されて、それに倣ったような法律学が流行つて戦後も続いていたのですから、そういうことはやりたくなかつたんです。そういうとき、法を解釈す

る古い法律学ではなくて、現実の社会と法律との関係を分析する法社会学というのがあることを知りましてね。46年頃の社会科学のオピニオンリーダーは、東大の経済史の大塚久雄さん、政治学の丸山真男さん、民法の川島武宣さんでした。川島さんの法社会学的な論文を『中央公論』などで読んで法社会学の存在を知ってやりだしたんです。

##### ⌚ そこで英國の土地所有権の近代化というテーマに取組まれたのですね。

あの頃の法律学の世界ではマルキシズム法学がものすごい勢いでいた。どの領域でもそうですが、法律学でも戦争中は禁圧されて出せなかつたものがまるで吹き出たような感じですね。それに、大塚さんの経済史もだいたい近代社会・近代国家の最先端はイギリスだということになっているわけです。近代化についても、大塚さんも丸山真男さんも、日本のそれまでの国家社会全体が非常に前近代的だという捉え方で、それを近代化するにはイギリスをモデルにして追いついていくという考え方方が支配的だったように思います。

法律学では、近代的な法律のひとつの象徴が所有権で、川島さんが49年に出された『所有権法の理論』が爆発的な人気で皆で読んだものです。

それも日本の前近代的な所有関係、つまり地主・小作関係的な所有関係、寄生地主的土地所有という所有はまさに封建的で、近代的な所有というものは自由な所有であるという考え方ですね。ところが、日本の戦前からの民法ではドイツ民法の考え方方が支配的でしたから、ドイツの民法の教科書を直訳したような教科書が多く、所有権についてもドイツを素材にして書かれていたのですが、「では資本主義の最先端のイギリスではどうなのだろ

う」というのが私のその頃の関心でした。イギリスの法律は傍系扱いであり研究されなかったのですが、川島さんの考え方をイギリスに当てはめたらどうなるだろうか、が研究の出発点でしたね。

それでイギリスの歴史を調べますと、イギリスの土地所有権というのは、封建的なかたちをいまでも残しているんですね。1066年にノルマンによるイングランド征服があって、王権が強いので、イギリスの土地はすべて王様のものだという建前がありまして、いまでも建前上は「土地・国土を所有しているのはクィーンだ」ということになっています。王様の直属の貴族が領地を与えられているわけですが、それは所有権ではなくていわば預かっているのですね。おそらく徳川時代の大名の「知行」と同じようなものだと思います。

ところが、川島さんは「近代的な所有権というのは、ドイツやフランスがモデルだ」言われる。なぜかというと、ドイツやフランスは法典をつくるんですね。それはローマ法から引き継いでくるのですが、イギリスにはそれがないわけです。イギリスは、経済的には先進資本主義国であることは間違いないので、唯物史観的な考え方からいえば、イギリスでは資本主義に適応した法律ができていなければいけないのに、形式的には古い形そのまま残っていて、むしろ後進国であるドイツやフランスのほうが形式は整うわけです。「これは一体どういうことか」という疑問でしたね。

#### ❶ 法律を国の歴史等との関係で考えよう、と。

土地所有権の近代化を考えるときには、それぞれの国の歴史的な違いが大事ですね。昔からヨーロッパでは封建制度の比較研究をやっていましたし、日本でも東大の高橋幸八郎さんが「イギリス、フランス、ドイツの違いがどのように生まれてくるか」を考えていました。各国の歴史的な偶然もあって農民と領主の関係でもいろいろ違っているので、経済が近代化・資本主義化していくなかで形を整えていく違いというのがあるはずなんです。それぞれの国について研究しないと、一言で「土地所有権が近代化した」とは言えないだろうというのが結論として、そこでストップしました。

#### ❷ 経済的土台と法等の上部構造が対応しなければ という「史観」に疑問を呈されたわけですが、それについて何か議論はありましたか。

大それたことを言いますが、結局、マルクスの『資本論』もイギリスを中心にしてどう資本が形成されていくのかということを分析しているわけです。それで私は、土地所有権の近代化の議論では「イギリスモデルで全部やっていいのか」ということまで言って、若い人の賛同をある程度得たところがありますね。歴史学でも、フランスのアナル派の「もっと社会の細かい問題を積み重ねていかなければ」というのが出ていますね。とにかく日本では敗戦後、いろいろな領域で欧米の近代化から適当な観念を持ってきて、それに日本をどう近づけるかという傾向が強かった。それではうまくいかないという気はしたわけです。

#### ❸ 法律と現実の社会の動きをどう調整するかとい うことがでてくるんですね。

法律学というと六法全書があって、憲法とか民法という法律があり、裁判の判決をつくる基準になるのが法律で、その基準としてどう考えるべきかというのが伝統的な法律学です。法社会学は、法律がどういう社会関係の中から生まれてきたかということですから、当然、社会関係の最も基礎である生産関係まで掘り下げて、「どういう社会であり、その社会でどんな規範が要求されたか」というところから、こういう法律が生まれてきた」という面と、逆に「そういう法律の存在が社会にどういう影響を及ぼすか」というように両面があり、それをできるだけやりたいということです。

戦後、マルクス主義法学が盛んになりましたが、どうも荒っぽい感じなんですね。唯物史観の公式があって、一定の生産関係に対応して法律がつくれるというのですが、そこのメカニズムをあまり明らかにしていないのではという気がしましたね。社会科学の領域では一般的にヴェーバー・マルクス問題がありまして、大塚さんも「非常に大きな動きはマルクスで捉えて、細かいことはヴェーバーで」というようなことを書かれています。しかし、日本の法律学ではそこのメカニズムは必ずしも解明されたとは言えないよう思います。東大の藤田勇君の『法と経済の一般理論』(日本評

論社)がやろうとしていましたね。理論的に突き詰めていく人で、彼から多くを教えられました。

『甲斐法学』ということを聞いたことがあります、そこには法社会学的視点も含まれるでしょうが、また社会科学としての法のあり方についても早くからコミットしておられますね。

もう50年も前、『法律時報』の特集「戦後の法学」に書いたんですけど、法律学というのは論理的だといいますけど、論理はどうにでも使えますから、法律から自分に都合のいい結論を引っ張りだしてくる。だから、世の中がファシズムみたいになれば、それに合わせる結論を自由に出せる。そういう法律学というのは、国全体が戦争に向かっていったり、戦争をしたりするときに抵抗できない。そういう法律学でなくするためにには、法律学を科学にしなければいけないということで、実はその文章に"法律学には科学性に対する切ないまでの憧憬がある"と書いたら、それがいろいろなところで引用されましたね。「その科学性を与えるための基本的な視点というのは、やはり史的唯物論の考え方しかないだろう、と。だから、できるだけ法律学というものを科学的なものにしたい」と思うようになったんです。当時、法解釈論争というのがありましたね、そのひとつとして「法解釈学は科学でありますか」という問題がありました。川島さんの『科学としての法律学』でも、「法の解釈というのは価値判断を含む。法解釈は一定の価値を実現するための手段であるから科学ではありえない」「しかし、そういう解釈をやるために手段、論理は科学的にやれる」と書いています。

いろいろな人がそれに関わってくるのですが、何を議論の対象である法解釈と考えるかということ自体ににくい違いがある。それで、茶々を入れたような論文(「『法の解釈』論議に関する一試論」55年)を書きまして、川島さんが言うように、一定の自分の価値判断に基づいて、「自分はこれが正しいと思う。それを実現するためにはこういう解釈をしなければいけない」という解釈がある一方で、それが可能かどうかは別として、法律の持つ客観的な意味を決めるための解釈というようなものも考えられて、それぞれが違うものを考えて

議論しているのではないかと書いたわけです。法社会学を基礎にして解釈学をやると、「この法律がどういう社会関係の中で、どういう規制を加えることを目的としてつくられたのか」を明らかにするためには、その基礎になっている社会関係や生産関係を明らかにする必要がある。その上に立って、価値判断のほうは、イデオロギーに立って解釈すべきだということですね。

『先生は、これまでの研究を通じて、土地、ホームレス、サラ金等々、現代の社会問題について被害者等当事者とともに考え、運動を支えてこられましたが、この間はサラ金問題でしょうか。

やはり本格的にはサラ金問題からですね。昭和40年代の終わり頃、大阪を中心にサラ金問題が頻発しました。サラ金は、担保も取らないし使い道は問題にせずにはほぼ無条件で貸しますが、問題は利息がすごく高いことです。いま問題になっている利息制限法、この法律の1条では、元本を10万円未満・10~100万円未満・100万円以上の3段階に分けて、10万円未満の場合は20%、100万円未満は18%、100万円以上は15%の年利を限度にし、それを超える部分は無効だと規定しています。ところが、2項に "オーバーした利息でも、任意に払ったときは取り返せない" という規定があったんですね。この超過分の利息については68年の最高裁判例で「取り返せる」ということになりましたから、利息制限法によれば、どんなに高くても20%が最高で、それを超える利息を払ったときは取り返せる。これは明らかに法律の規定に反しますが、みんなが認めて確定した判例になった。

ところが、もう一方の「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」では、「貸金業者が金を貸すとき、日歩30銭(年利にすると、うるう年は約105%)以上の利息を取ると処罰する」となっている。利息制限法では20%を超えると無効ではあるが処罰は受けない。105%以上を取ると処罰を受ける。だから、民法上は無効だが処罰を受けない20~105%の間は「グレーゾーン」とされ、業者は105%近くの利息を取る。10万円借りると1年後に20万円返さねばいけない。

それと、使い道を問ないので過剰融資をやり、ひどい取り立てをする。玄関ドアや近所の電柱に

「こいつは金返さんヤツだ」というビラを貼ったり、朝早くから押しかけて夜遅くまで座り込んだり、電話をジャンジャンかけてくる。ひどい取り立てに遭って一家心中や夜逃げ、一家離散というケースが増えてきました。それで、当時の大阪の若い弁護士グループがサラ金問題研究会をつくって対策を研究し始めたわけです。その後、全国サラ金問題対策協議会を一緒につくって、「法律をつくらないとけりがつかない」と貸金業規制法をつくる運動をやりましたが、政党も法律案を出してきて、83年、貸金業規制法ができたのです。

これは貸金業者について登録制度を採り、また、取り立て規制で朝早くから夜遅くまでの取り立ては禁止する、過剰な貸付は禁止するという規制もできましたが、「過剰」の基準はありませんでした。貸金業規制法を制定すると同時に、出資法の改正をやって、グレーゾーンを段階的に下げる（最初は70数%、最終的に40数%）という改正もありましたが、利息制限法を超えた利息については、最高裁の判決で返還請求できることになったのに、当時の貸金業規制法の43条には、それを超えた利息でも、任意に払った部分については「有効な債務の弁済とみなす」という規定をつけて、最高裁の判決を覆す規定を置いたんですね。しばらくは、その要件をきちんと満たす業者はほとんどなかったので適用を認めない判決が多かったけれども、貸金業協会が「モデル書式」などを回してだんだん要件を満たす業者が増えてきました。武富士とかプロミスとか日栄は、利息制限法を超えた利息でも受け取って返さずに済むわけですからどんどん膨張し、駅前に店舗を構えて派手な宣伝をやるようになった。ところが06年、最高裁は貸金業法43条の要件を非常に厳しく解釈する判例を出し、過払い利息の返還を認める、つまり貸金業法43条の規定をほとんど無に帰すような判決で、払い過ぎた利息はほとんど取り返せることになりました。

その後、わがサラ対協も「クレジットも払い過ぎが問題だ」ということで、「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」に改名しましたが、その後、日栄のような中小業者向けの街金の被害が増えたので中小企業の街金も対象に入れ、数年前から反貧困ネットワークの湯浅誠君たちの運動と結

びつき、最近では生活保護の問題にもかかわって、とにかくものすごい運動の広がりの中で、3年前、貸金業法を改正し、出資法の処罰金利を利息制限法まで下げ、年利20%以上の利息を取ると無効であるだけでなく処罰も受けるようになってきました。総量規制では、年収の3分の1以上貸してはいけないとなりました。この法律に対して竹中平蔵一派は「中小企業に対する金融の道をふさぐ」と一番たいそうに反対しました。サラ金の被害者の多くは家庭の主婦が亭主に秘密で借りている例が多く、どうにもならなくなって離婚したり、自己破産したりする。専業主婦は収入がありませんから、亭主の収入を基準に計算しますからこっそり借りることはできないわけです。それでNHKは「これで主婦が借りられなくなった」という番組を法の実施日（6月18日）にやったんです。見た人たちは「これはひどい」と言っていました。

#### 『最後に当研究所への期待か注文を。』

日本が封建的な国家から近代化しなければいけないというときに耕作強制のような共同体的規制という問題があって、それはなくさなければいけないと言ってきましたね。ところが、阪神淡路大震災のときに、地域共同体がしっかりとしたところでは、みんなが「あの家では誰がどこに寝ているか」ということまで知っているから救援がうまくいったという話があるんですね。それはたしかにそうだけれども、一方、都会では共同体的な付き合いは一切いやだということで、ワンルームマンションなどのかたちになっているわけですね。そういう状況のもとで、国家と個人との間に「公共」というものを重視する考え方が非常に出てきています。それがうっかりすると、かつて私たちが否定的に見ていた共同体とつながるおそれもあるという気がするんですね。そこはよく研究してみる必要がありますね。協同組合にはあまり関心がなかったけれども、この研究所のメンバーにしましたおかげでだいぶ勉強になりました。

#### ＜プロフィール＞

京都大学大学院特別研究生修了。甲南大学、大阪市立大学、龍谷大学、京都学園大学で教授を務める。1977年法学博士。大阪市立大学名誉教授。  
主著　・『土地所有権の近代化』、『法の解釈と実践』、『不動産法の現代的展開』他

小泉政権以降、「新しい公共」という言葉が、NPOや社会的企業の枕詞として頻繁に見かけられるようになった。政権交代が実現し、民主党政権になっても、鳩山首相の施政方針演説では「新しい公共」が強調され、「新しい公共」円卓会議が発足し、菅政権になってからは「新しい公共」推進会議に衣替えして動き出している。このように、現在、「新しい公共」は極めて重要なアジェンダとして浮上してきていると言えるだろう。

しかし、ふと立ち止まって「新しい公共」とは何かを考えてみると、かなり多くの疑問を抱かざるをえない。たとえば、「新しい公共」という時の「公共の意思」は、どのように形成され、認識されるのだろうか。「新しい公共」をNPOや社会的企業が担うとして、そのためのコストは、誰がどのように負担するのだろうか。こうした問い合わせ、中央省庁の政策文書で問われることはほとんどなく、「新しい公共」をめぐる議論は、政府の厳しい財政事情を自明の前提として、もっぱら行財政の効率化（財政削減）のために、政府だけでは対応できなくなった公共サービスの空隙をNPOを含む民間の主体に穴埋めしてもらいたいという期待の論理を軸にして展開してきた。また、昨今の「新しい公共」推進会議になって徐々に変化の兆しが見えるものの、協同組合陣営は、これまで「新しい公共」の担い手としてはほぼ無視され、むしろ社会的起業家と呼ばれる強力なカリスマ的リーダーにはばかり注目が集まってきた点も指摘しておいた方がよいだろう。

こうしたことから読み取れることは、一連の「新しい公共」をめぐる言説が、その論理的な帰結として、公的資金に依存しない経済的に自立したNPO像を要請してきたということである。なぜなら、経済的に自立していることこそが、NPOにとって、行政との対等な協働関係を形成し、政府の厳しい財政状況にもかかわらず、「新しい公共」を担う重要な基盤条件となると考えられてきたからである。そして、こうした論理の延長線上で、公的資金に頼らず、「ビジネスで社会問題を解決する」アクターとして脚光を浴びるようになっているのが、社会的企業（ソーシャル・ビジネス）に他ならない。また、こうした文脈が底流にあるために、日本

## 「新しい公共」と社会的企業

藤井  
敦史

では、社会的企業と言っても、営利企業の社会貢献も含み市場主義的な色彩の強い米国流の社会的企業論の方が、連帯経済を基盤として、公的資金を含んだ「混合経済」を重視する欧州の社会的企業論よりも好まれてきたのである。

けれども、受益者から、フルコストを徴収することが困難な場合が多いNPOにとって、公的資金を投入せずに、経済的に自立することは果たしてどの程度可能なのだろうか。また、仮に市場からの収入によって経済的自立が可能になったとしても、一方で、過度に商業化を進め、営利企業に制度的同型化していくことは、行政の下請け化と同様に、多くの問題を孕んでいる。米国での経験が示しているように、NPOの過度の商業化は、採算性による貧困者の排除やそれに伴うミッションの変容、ボランティアの減少、競争によるネットワークの阻害、企業からの不公正競争批判といった問題を招きかねない。すなわち、行政に過度に接近していくことが問題であると同時に、企業に過度に接近していくことも問題なのである。

そもそも、欧州の社会的企業の経験からすれば、本来、社会的企業とは、社会貢献意欲に燃えた英雄的な社会的起業家が居さえすれば発展するものではない。むしろ、社会的企業が、本当に雇用創出・対人サービス・地域再生等といった現代社会の問題を解決していくためには、社会的企業をめぐる制度的環境や社会的環境こそが問われなければならないのである（詳しくは、原田晃樹・藤井敦史・松井真理子『NPO再構築への道』勁草書房を参照）。そして、そこでは、団体法制や事業委託のあり方といった制度のありようと同時に、イタリア社会的協同組合のコンソーシアムのような連帯的経済のあり方をどのように構築していくかといったことも大きなテーマになるだろう。思えば、今年は、レイドロー報告30周年に当たるが、そこで提示されてきた「未完のプロジェクト」は、今日の社会的企業を考える上でも重要な示唆を与えてくれるものである。その意味で、今こそ、日本における社会的企業の議論を、協同組合的な視点から相対化していくことが問われているのではないだろうか。

ふじい あつし

（立教大学コミュニティ福祉学部教授）